1 案件名称

危機管理情報システム秘匿化通信網提供等サービス業務

2 契約の相手方

アイテック阪急阪神株式会社

3 随意契約理由

本業務は、緊急時に防災情報を迅速・確実に伝達をすることを目的として整備した危機 管理情報システムにおいて、情報セキュリティ対策の強化のため、本市危機管理情報シス テムネットワーク経路の秘匿化とインターネット回線の集約化を行うものである。

本市危機管理情報システムネットワーク経路の秘匿化と集約化は、上記業者が所有するネットワークを利用して、本市閉域網ネットワークを構築し、サービスとして提供・運用しているものであることから、上記業者が本サービスを提供できる唯一の業者である。したがって、本業務については地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約方を依頼するものである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課(電話番号 06-6208-9851)

1 案件名称

令和7年度映像出力装置及び視聴覚設備保守点検業務委託

2 契約の相手方 協和テクノロジィズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、映像出力装置及び視聴覚設備(以下、「当設備」という)が正常に動作するために、協和テクノロジィズ株式会社に保守点検業務を委託するものである。

映像出力装置は令和2年度、視聴覚設備は令和3年度に構築しており、これまでも含め当設備の保守点検について、構築業者である協和テクノロジィズ株式会社が請け負っている。

当設備の保守点検を行うには、構築業者独自の機器設定情報、システム構成など構築 業者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に委託し、当設備 におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当設備の機器設定情報 及びシステム構成を熟知し、構築責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上 記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課(06-6208-9795)

1 案件名称

令和7年度情報閲覧装置保守業務委託

2 契約の相手方

NECネッツエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、情報閲覧装置が正常に動作するために、NECネッツエスアイ株式会社に保守業務を委託するものである。

情報閲覧装置は、令和4年度に構築しており、これまでも含め保守について、構築業者であるNECネッツエスアイ株式会社が請け負っている。

情報閲覧装置の保守を行うには、構築業者独自の機器設定情報、システム構成など構築業者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に委託し、情報閲覧装置におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、情報閲覧装置の機器設定情報及びシステム構成を熟知し、構築責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課(06-6208-9795)

1 案件名称

要配慮者支援施設職員向け緊急通報システム運用業務

2 契約の相手方

株式会社エレクトリック・マテリアル

3 随意契約理由

要配慮者支援施設職員向け緊急通報システムは、有事の際に要配慮者支援施設職員の携帯電話等に対し、緊急情報の自動メール配信や避難情報などの緊急通知メールを迅速かつ的確に配信することを目的とした極めて重要なシステムであり、いかなる危機事態発生時においても確実にその業務を遂行する必要があることから、常にその機能を万全な状態に維持することが重要である。

要配慮者支援施設職員向け緊急通報システムは、株式会社エレクトリック・マテリアルが有するパッケージを元に開発されたシステムであるため、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (電話番号 06-6208-9851)

1 案件名称

大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託

- 契約相手方
 株式会社 ドーン
- 3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム(以下、「本システム」という。)は、令和3年4月1日からユーザーに対してリリースし、運用を開始したところであるが、避難所等のデータベースは、受注者のデータセンターを利用する必要があり、本システムの使用にあたっては、常に最新の情報を市民に提供するため、開発業者が定期的にデータの更新を行う必要がある。

また、持続的な利用に向けたサーバー・データ管理、運用保守費用内での OS バージョンアップ、セキュリティ対応(ウィルス定義ファイル更新など)、防災・防犯対策、障害発生時の対応が必要となる。

本システムは、本システム開発と密接不可分の関係にあり、開発事業者以外の者に履行させた場合、不具合等が発生した時の責任が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本案件は本システムの開発事業者である株式会社ドーン に対し、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (06-6208-7378)

1 案件名称

令和7年度大阪市災害重要拠点間ネットワーク構築に伴う 同報系防災行政無線設備・システム改修及びその他改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 国際電気

3 随意契約理由

本委託は、同報系防災行政無線設備・システム(以下「当設備」という)の改修業務を(株)国際電気に委託するものである。

当設備については、同報系防災行政無線設備の設置工事及びデジタル化対 応に伴う同報系防災行政無線設備へ配信できるシステムの整備を実施しており、 これまでも含め全てのシステム含めた無線設備一体について工事・製作・据付・ 施工・保守について㈱国際電気が請け負っている。

本案件は、災害重要拠点間ネットワーク構築に伴う当設備の改修を実施するものである。

当設備の改修を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当設備を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期間

令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

1 案件名称

危機管理室所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方 日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、 日本管財株式会社の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課(電話番号 06-6208-7386)

1 案件名称

令和7年度大阪市防災行政無線設備・システム保守業務委託

2 契約相手方

株式会社 国際電気

3 随意契約理由

本委託は、防災行政無線設備・システム(以下「当設備等」という)が正常に動作するために(株)国際電気に保守業務を委託するものである。

防災行政無線設備については、固定系と同報系があり、同報系については平成2~3年度に444局設置し、平成27~28年度には121局を緊急整備して増設している。令和1~2年度のデジタル化工事により当初設置の444局が新たにこれまでのアナログからデジタル方式に変更を行ったのと併せて、指令卓から文字入力により同報系防災行政無線設備へ配信できるシステムを整備しており、これまでも含め全てのシステム含めた無線設備一体についての工事・製作・据付・施工・保守について㈱国際電気が請け負っている。

当設備等の保守を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該機器・システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期間

令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

1 案件名称

令和7年度南海トラフ地震臨時情報の配信追加等に伴う同報系防災行政無線システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 国際電気

3 随意契約理由

本委託は、同報系防災行政無線システム(以下「当システム」という)の改修業務を(株)国際電気に委託するものである。

当システムは、防災スピーカーにより災害情報を配信する設備の導入、無線の デジタル化対応、災害情報を一斉に配信できるシステムの導入等をこれまで順次 実施し、現在は一体的なシステムとして運用しているものであり、これまでの設計・ 製作・施工・保守・運用については、すべて㈱国際電気が請け負っている。

今回は、南海トラフ地震臨時情報を配信できるように当システムを改修するものである。

当システムの改修を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び設定情報など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期間

契約日 ~ 令和8年3月31日